

文教警察企業常任委員会会議録

令和3年4月28日

場 所 第3委員会室

令和3年4月28日(水曜日)

午前9時59分開会

少年課長	黒木 守
生活環境課長	廣田 匡慶
交通規制課長	宇都宮 淳一郎
運転免許課長	戸松 俊二

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

企業局

企業局長	井手 義哉
副局長(総括)	日高 幹夫
副局長(技術)	江藤 彰泰
総務課長	松野 義直
経営企画室長	宮田 晃尚
工務管理課長	田原 充生
施設保全課長	釘元 英俊
発電設備課長	山本 正信
総合制御課長	丹山 竜一郎

出席委員(7人)

委員 長	重松 幸次郎
副委員 長	山下 寿
委員	徳重 忠夫
委員	井本 英雄
委員	丸山 裕次郎
委員	脇谷 のりこ
委員	満行 潤一

教育委員会

教育 長	黒木 淳一郎
副教育 長	中原 光晴
教育次 長 (教育政策担当)	児玉 康裕
教育次 長 (教育振興担当)	黒木 貴
教育政策課長	川北 正文
参事 兼 財務福利課長	四位 久光
育英資金室長	山崎 博文
高校教育課長	谷口 彰規
義務教育課長	吉田 英明
特別支援教育課長	松田 律子
参事 兼 教職員課長	東 宏太郎
生涯学習課長	長尾 岳彦
スポーツ振興課長	押川 幸廣
文化財課長	加塩 美昭
人権同和教育課長	島 寄 善真理

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	佐藤 隆司
警務部長	高橋 和成
警務部参事官兼 首席監察官	日高 俊治
生活安全部長	時任 和博
刑事部長	中川 正純
交通部長	河野 俊一
警備部長	河野 晃央
警務部参事官兼 会計課長	上平 賢一
警務部参事官兼 警務課長	三原 健
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	黒瀬 信太郎
総務課長	梅原 守

図書館長 岩本真一
美術館副館長 木村幸久
総合博物館長 川口泰夫

事務局職員出席者

議事課主事 飯田貴久
総務課主事 合田有希

○重松委員長 それでは、ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてありますが、執行部入替の際には、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○重松委員長 皆さん、おはようございます。委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長を拝命いたしました宮崎市選出の重松でございます。一言御挨拶を申し上げます。

久しぶりの委員長の拝命でございまして、今年にはコロナ禍の中で、調査等にも影響が出てくるのが予測されますが、警察、教育、そして、企業局等の業務がさらに円滑に遂行できますように尽力してまいりますので、一年間どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、児湯郡選出の山下副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の徳重委員でございます。

小林・西諸県郡選出の丸山委員でございます。

宮崎市選出の脇谷委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、延岡市選出の井本委員でございます。

都城市選出の満行委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の飯田主事でございます。

副書記の合田主事でございます。

それでは、次に、警察本部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○佐藤警察本部長 おはようございます。3月19日付で宮崎県警察本部長を命ぜられました佐藤隆司でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、かねてから警察の運営にしまして、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

御説明に入ります前に、委員の皆様方にお詫びを申し上げます。

既に広報、報道等もされましたが、3月26日、宮崎県個人情報保護条例違反等事案で本県の警察官に対し、停職3か月の懲戒処分を行っております。県民の皆様方の信頼を裏切ることとなり、この場をお借りましてお詫び申し上げたいと思います。

県警といたしましては、再発防止に徹することとはもとより、県民の期待と信頼に応える警察活動を推進し、安全、安心な宮崎を実現するよう努めることによりまして、県民の信頼回復に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日は年度初めの常任委員会でありますので、最初に私から執行部の紹介を行い、その後、宮崎県警察の組織について、令和3年度歳出予算についての2項目につきまして、警務部長から報告させます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

執行部名簿のとおり、建制順に紹介いたします。

警務部長の高橋警視正でございます。

警務部参事官兼首席監察官の日高警視正でございます。

生活安全部長の時任警視正でございます。

刑事部長の中川警視正でございます。

交通部長の河野俊一警視正でございます。

警備部長の河野晃央警視正でございます。

警務部参事官兼会計課長の上平警視でございます。

警務部参事官兼警務課長の三原警視でございます。

生活安全部参事官兼生活安全企画課長の黒瀬警視でございます。

総務課長の梅原警視でございます。

少年課長の黒木警視でございます。

生活環境課長の廣田警視でございます。

交通規制課長の宇都宮警視でございます。

運転免許課長の戸松警視でございます。

以上が、本日出席の警察本部執行部のメンバーでございます。どうぞよろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○高橋警務部長 それでは、お手元の資料に基づきまして、県警察の組織について御説明をさせていただきます。

お手元の資料の2ページ、宮崎県警察の組織についてを御覧ください。

県警察は、宮崎県公安委員会の管理の下、警察本部に5部27課1所4隊を置き、警察学校を附置しております。また、県下に13警察署、交番及び駐在所等169施設を設置しております。

各部の所管事務でございますが、警務部は、広報、会計、人事、監察、教養及び福利厚生に関することなどを、生活安全部は、犯罪の予防、地域警察、通信指令、少年の健全育成、サイバー犯罪や生活経済事犯等の捜査及び風俗営業、質屋営業等の許認可に関することなどを、刑事部は、殺人、窃盗、詐欺等犯罪の捜査、暴力団、薬物、銃器の取締りなど組織犯罪対策及び犯罪鑑識・科学捜査に関することなどを、交通部は、交通安全対策や交通規制、交通指導取締り、交通事故に係る犯罪の捜査及び運転免許に関することなどを、警備部は、不法滞在などの警備犯罪の取締りや災害対策、警衛及び警護に関することなどを担当しております。

職員の定員につきましては、令和3年4月1日現在、警察官2,034人、一般職員321人、合計2,355人となっております。

なお、本年3月の組織改編におきまして、警務部総務課の広報事務、警察安全相談事務、警務部警務課の被害者支援事務、情報公開事務、警務部監察課の苦情事務を集約して、治安に関する県民の声を広く受け入れるための体制として警務部県民広報課を設置し、同課内に警察から県民に対する防犯情報の提供、その他情報発信を迅速かつ効果的に実施するための体制として広報戦略係を新設したほか、警察運営の総合企画に関することなどについて永続的に検討する体制として警務部警務課に政策企画官を新設、サイバー犯罪捜査能力の向上を図るための体制として、警察大学校などへ派遣するためのポストを新設、近年増加している森林窃盗や利殖勧誘、ヤミ金、風俗事犯等の捜査体制の強化を図るため、生活安全部生活環境課員を増員、防犯ビデオカメラの映像解析など、各種捜査支援体制の強化を図るため、刑事部刑事企画課員を増員、暴力団や準暴力団が特殊詐欺、うそ電話詐欺に深く関与している実態を踏まえ、特殊詐欺を敢行する犯行組織に狙いを定めた取締りを推進するため、特殊詐欺検挙対策事務を刑事部捜査第二課から同組織犯罪対策課に移管、令和4年6月までに施行される一定の交通違反歴のある75歳以上の運転者に運転技能審査を義務づける内容を盛り込んだ道路交通法改正に対応するため、交通部運転免許課員を増員するなどをしております。

今後とも組織の総力を上げて、県民の期待と信頼に応える警察活動を推進してまいりますので、引き続き御理解と御支援をお願いいたします。

続きまして、警察本部の令和3年度歳出予算の概要などにつきまして説明を申し上げます。

お手元の資料の3ページを御覧いただければ

と思います。

警察本部は、「県民の期待と信頼に応える強くなやかな警察」という令和3年の宮崎県警察の運営方針の下、子供、女性、高齢者を守る取組と効果的な犯罪防止対策の推進など、5項目の運営重点を中心とする治安維持に必要な経費を措置しております。

初めに、項目1、令和3年度歳出予算の概要について御説明をいたします。

警察本部の令和3年度の歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして274億4,877万3,000円でございます。

この予算額は、前年度と比べますと、人件費につきましては、諸手当などが増えたことなどにより8,267万1,000円の増額、人件費以外の物件費につきましては、交通安全施設の整備費などが増えたことなどにより9,669万9,000円の増額となり、総額では1億7,937万円の増額、率にしますと対前年度比0.7%増となっております。

次に、項目2、主な事業について説明をいたします。

なお、事業名の頭に㊦と表示しております事業につきましては、令和3年度の新規事業、頭に何も表示していないものは、既存事業でございます。

令和3年度の主な事業を順番に御説明いたしますので、4ページをお開きください。

警察航空隊体制強化事業につきまして御説明を申し上げます。

事業の目的につきましては、現在、警察航空隊には回転翼航空機（ヘリコプター）の計器飛行証明の資格を有する者がいないことから、天候不良の場合に、航空管制官の支持に従いながら計器を利用しての離発着が困難となり、飛行制限を受けることがございます。

これまでも他県への応援派遣などの際に、宮崎空港周辺の天候不良に伴い、出発が翌日に延期をされた事例や、応援派遣などの任務終了後に、予定どおり帰県できなかつた事例がございます。

この状況を改善するために、警察航空隊の操縦士、パイロットに回転翼航空機計器飛行証明の資格を取得させ、計器飛行方式による飛行を可能として、円滑な運航と安全性を確保し、警察用航空機の運用体制の強化を図るものでございます。

事業の概要といたしましては、外部訓練委託業者の教官を招き、警察航空隊のパイロットに、回転翼航空機計器飛行証明の資格取得に必要な実技訓練と座学を受講させるものでございます。

事業の効果といたしましては、回転翼航空機計器飛行証明資格を取得することにより、飛行経路の天候が不良な場合において計器飛行方式による飛行が可能となり、各種事案に対応した現場活動の機会が増えるとともに、運航計画に基づいた警察用航空機の安定的な運用が確保されることから、さらなる航空警察活動の充実が図られ、県民の安全と安心を確保することができるといったものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

交通事故関係システム改修事業につきまして御説明をいたします。

事業の目的につきましては、警察では、交通事故の情報をシステムに登録し、交通事故統計原票を作成、これを警察庁のほうで集計をして全国の交通事故統計を作成するほか、交通事故や交通事件の捜査書類などの作成を行っております。

また、交通事故統計原票のデータを活用し、交通事故の抑止対策に必要な分析業務も行って

いるところでございます。

交通事故統計原票は、全国統一された基準に基づいて作成をしておりますが、交通情勢の変化や道路交通法の改正などに伴い様式が変更され、令和4年1月から運用される予定であることから、交通事故関係システムの改修を行うものでございます。

事業の概要といたしましては、交通事故の情報を登録し、交通事故統計原票の作成や交通事故などの捜査書類作成を行う交通事故事件捜査支援システムの改修と、交通事故事件捜査支援システムと連携し、交通事故の分析などを行う交通事故分析システムの改修を行うものでございます。

事業の効果といたしましては、交通事故統計に基づいた交通事故抑止対策に必要な分析結果を的確に反映させ、効果的な交通安全教育や交通違反取締りを行うことができ、また、県民へ交通事故の情報を提供することで、交通事故発生を抑止と県民の交通安全を確保することができます。

続きまして、6ページを御覧ください。

可搬式自動速度違反取締装置点検事業につきまして御説明をいたします。

事業の目的につきましては、警察では、交通事故の抑止に効果のある交通違反取締りを行うため、交通事故が発生した場所や原因などの分析結果に基づいた交通違反取締りを実施しています。

交通違反のうち、特に交通事故に直結する速度違反については、取締りのスペースの確保が困難な道路においても取締りを可能とする可搬式自動速度違反取締装置を活用した速度違反取締りを行うことにより、通学路などの生活道路における交通事故の抑止対策を実施しています。

可搬式速度違反取締装置は、速度測定の正確性と機器の信頼性が求められることから、定期的に点検を行い、適正な機器の運用管理を行うものでございます。

事業の概要といたしましては、可搬式自動速度違反取締装置の定期点検業務を業者に委託するものでございます。

事業の効果といたしましては、可搬式自動速度違反取締装置の点検を定期的に行い、速度測定の正確性と機器の信頼性を確保し、適正な機器の運用管理を行うことにより、適正かつ効果的な交通取締業務が維持され、交通事故発生の抑止と県民の交通安全を確保することができま

す。

続きまして、7ページを御覧ください。
現場鑑識活動強化推進事業につきまして御説明をいたします。

事業の目的につきましては、現場鑑識活動においては、公判を見据え、犯罪の現場等における証拠価値の高い鑑識資料の採取及び鑑定作業を実施しておりますが、これら鑑識活動に使用する資器材が老朽化していることから、資器材の更新整備をして、採取活動及び鑑定作業の充実強化を図るものでございます。

事業の概要といたしましては、鑑識資料の採取活動に必要な写真撮影用照明器具や、採取した鑑識資料の保管管理に必要な保冷庫などの資器材の更新整備を行うものでございます。

事業の効果といたしましては、鑑識活動に使用する資器材の更新整備を行い、鑑識資料の採取活動などが充実強化されることにより、犯人の検挙や犯罪の立証に結びつく、より多くかつより証拠価値の高い鑑識資料の採取が見込まれるなど、事件の早期解決に大きく寄与することが期待され、県民の安全と安心を確保すること

ができます。

続きまして、8ページを御覧ください。

新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業につきまして御説明をいたします。

事業の目的につきましては、県民からの事件事故・災害などの届け出に迅速的確な対応を行うための通信指令システムは、パトカーなどの警察車両を地図上で確認できるなどの機能があり、県内全域で活動する警察職員の総合的・一元的な集中運用による被害拡大の防止や、犯人の早期確保などのために必要不可欠でございます。

近年、犯罪や交通事故はもとより、集中豪雨などの自然災害の発生の際に多くの110番通報が寄せられますが、的確な通報受理と指令を行い、迅速な初動警察活動を確保する必要があります。

社会の変化に適応すべく、初動警察活動の要である通信指令システムを高度化し、組織的かつ効率的な初動警察活動の充実強化を図るものでございます。

事業の概要といたしましては、通信指令システムのリース満了に伴い、110番受理能力の向上、災害対応能力の強化などを追加した高度なシステムに更新するものでございます。

事業の効果といたしましては、南海トラフ巨大地震や台風・集中豪雨などの災害に対応するため、災害用受理端末を新たに整備することにより受理体制を強化いたします。

また、電柱倒壊などにより事業者有線回線が断絶した場合に備え、無線を使用した災害時のバックアップ回線の構築により、警察本部と警察署間の端末が連動、継続して運用できることが可能となります。

その他、パトカー周辺360度の確認が可能な全

天球カメラを現場に先着するパトカーに整備するなど、システムの高度化により、さらなる県民の安全と安心を確保することができます。

9ページを御覧ください。

地域警察官の受傷事故防止対策事業につきまして御説明をいたします。

事業の目的につきましては、全国では、交番、駐在所の地域警察官が刃物などで襲撃されるという事件が立て続けに発生をしています。

宮崎県警では、交番及び駐在所の勤務員に対し、刃物で切りつけても、中に鉄板が入っており、被害を受けないという耐刃防護衣の原則常時着装を命ずるなど安全対策を講じていますが、より一層の安全の確保が求められているところでございます。

他県の事例といたしまして、平成30年、富山県及び宮城県において、交番で勤務中の警察官が殺害される事案が相次いで発生し、また、令和元年6月には、大阪府において、交番から現場に出動しようとした警察官が刃物で刺され、拳銃が奪われる事案が発生しております。

このような情勢を踏まえまして、交番及び駐在所で勤務する警察官の安全を向上させるための装備資機材を導入し、さらなる安全の確保を図るものであります。

事業の概要といたしましては、令和3年度から令和5年度にかけて、新たな装備資機材として、防護小楯や軽量化された耐刃防護衣の購入など、警察官の受傷事故防止のための装備資機材を整備するものでございます。

事業の効果といたしまして、新たな装備資機材として、防護小楯や軽量化された耐刃防護衣などを導入することにより、交番及び駐在所で勤務する警察官の安全性の向上と、身体への負担軽減を図りながら、受傷事故の防止とともに、

県民の安全と安心を確保することができます。

最後に、10ページを御覧ください。

交通安全施設整備事業費につきまして御説明をいたします。

事業の目的につきましては、交通事故が多発している道路や、特に交通の安全を確保する必要がある道路におきまして、総合的な計画の下に交通安全施設を整備することにより、交通環境の改善、交通事故の抑止を図り、あわせて交通の円滑化を図るものであります。

事業の概要といたしましては、国庫補助事業と県単独事業に分かれ、項目2の(4)のア、ウ、エが国庫補助事業、イ、オ、カが県単独事業となります。なお、イにつきましては、事業の一部が国庫補助事業となります。

まず、国庫補助事業といたしましては、アの交通管制及び信号機改良等整備費は、警察本部等に設置されている交通管制センターの整備や、信号灯器のLED化をはじめとした信号機等の改良整備、ウの円滑化対策事業費は、交通渋滞を解消するための信号機新設や道路標識等の整備、エのコンクリート製信号機柱の鋼管柱化は、コンクリート製である信号機柱から災害などに強い金属製の鋼管柱に移行する事業でございます。

これらの国庫補助事業は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則で定められた、交通量が多く事故が多発している道路、市街地における歩行者の事故が多い道路、交通事故が多発するおそれのある道路として指定された特定の道路区間内、または、交通の円滑を図ることにより、効果的に交通事故を防止することができる場所として指定された地区の中で行う事業でございます。

次に、県単独事業につきましては、イの信号

機新設、道路標識及び道路標示等整備事業費は、特定の路線や地区を除く県内一円で信号機や標識・標示などの整備を行う県単独事業と、国庫補助事業である東九州自動車道の延伸に伴う可変標識の設置、オの交通安全施設の災害対策強化事業費は、災害などの発生により信号機に対する電源供給が絶たれた場合でも、信号機による交通管理が正常に維持できるよう、主要幹線道路の信号機に自動起動型電源付加装置を設置する事業、カの信号機等デザインポール共架整備費は、道路管理者が行う電線の地中化工事に合わせて、信号機などの配線を地中化するための事業であります。

これらの事業によりまして、令和3年度は信号機8基を新設するほか、信号制御機106基の更新やコンクリート製信号柱の鋼管柱化105本、信号機のLED化74式、自動起動型電源付加装置10基などの整備を予定しております。

事業の効果といたしまして、交通事故や交通量の実態に即した計画的な交通安全施設を整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化を図り、県民の安全の確保と交通環境の向上につながる効果が期待できます。

○重松委員長 執行部の説明が終わりました。

それでは、質疑等ございませんでしょうか。

○脇谷委員 信号機の設置要望が結構多いのですが、今、最後におっしゃった8基とか、LED74基のところをもう一度教えていただけませんか。

○河野交通部長 令和3年度当初予算での整備の予定でございますけれども、信号機は8基になります。あと、信号制御器——これは信号を動かす心臓部の機器なんですけれども——これが106基。それと、コンクリート製の信号柱を鋼管柱——金属の柱に変える工事、これが105本。

それと、信号機のLED化ですね。灯火をLED灯火にして、視認性を非常によくするものなんですけれども、これが74式。最後に、自動起動型電源付加装置——これは停電になった場合に、信号の機能をそのまま維持するために、発電機を信号機の基部に取り付ける工事ですけれども、これの10基等の整備を予定しております。

以上でございます。

○脇谷委員 これは県内での基数だと思うんですけれども、やはり順番といいますか、そういったことは地元の要望も踏まえてだとか、緊急性があるとか、そういうことだと思うんですが、そういうこともガイドラインがあるんでしょうか。

○河野交通部長 まず、信号機に関しましては、信号機設置の指針という一つの基準——これはもう全国共通でございますけれども——これを定めまして、例えば、交通事故の件数とか、あるいは交通量とか、あるいは、その場所の環境が、例えば信号機であれば、横断歩行者が安全に滞留できる場所であるか、存在するかどうか等の基準がございますので、その基準に照らしまして、各種要望も踏まえまして、警察本部として、じゃあ、どこが優先になるかという判断をいたしまして、優先順位の高いところから予算の範囲内で整備していくことになっております。他の機器につきましても、ほぼ同様の考え方で推進しております。

○脇谷委員 今、予算の範囲内でおっしゃいましたが、毎年大体このくらいの数なんですか。

○河野交通部長 事業費につきましては、年によっては1億円とかの上下はありますけれども、おおむね11億～13億円という形で整備をしております。信号機につきましては、昨年度は7基

を整備しております、今年度は8基の予定と
いうことにしております。

○脇谷委員 分かりました。あともう一つ、横
断歩道の白線が薄くなっていることが多いの
ですが、それについては、今年度はどうなっ
ているのでしょうか。

○河野交通部長 交通安全施設整備事業費の中
に、横断歩道の補修のための予算、70キロメ
ートル分を措置しております。単純に、今、横断
歩道が大きいところや小さいところといろいろ
ありますので、28.5メートルが一つの横断歩道
に要するメートルと換算した場につきまして
は、70キロメートル分であれば2,456か所。これ
はあくまでも28.5メートルと仮定した場合のお
話なんですけれども、2,456か所分程度の整備の
予算を組み込んでおります。今は横断歩道自体
は全県下に1万5,000本ありますので、当然なが
ら実地調査を全て行いまして、劣化の激しいも
のから優先して整備をしているところでござい
ます。

○脇谷委員 いつも安心・安全のためにいろい
ろと御尽力いただいてありがとうございます。

最後なんです、もう一つ、一番最初に組織
の件についてお話されましたが、県民広報のた
めの広報戦略というところを聞き漏らしたんで
すが、そのところをもう一回教えていただけ
ませんか。

○高橋警務部長 失礼しました。県民広報課で
ありますけれども、今まで広報の業務ですとか、
警察にいろんな相談をする業務ですとか、あと、
被害者の被害者支援の業務などを各課がばらば
らに担当していたというところがございます。

そこで、我々としては、こういう県民に関す
る県民の声などを広く受けるために県民広報課
を新設して、あと、これは受ける側の対応です

けれども、今度は、発信するに当たっても、今
はSNSですとか、そういうものをばらばらに
使うのではなくて、こちらから申し上げたい
ろんなことを統一的に、この時期にこういう
ことを言ったらどうだろうかとか、そういうこ
とを戦略的に考えるという部署を一つ新設をし
たということ。県民広報課の中に、もちろん県民
の情報を集約するに当たって、こちらから発信
するのもやはり戦略的にということで、係を一
つその中に設けたという状況でございます。

○脇谷委員 ということは、今までは県警のほ
うから発信することはあまりなかったというこ
となんですか。

○高橋警務部長 今までも同様に、例えば、生
活安全部で防犯メールや、交通部で交通安全メ
ールなどを送っていたんですけども、やはり
時期ですとか、内容を少し統一したりですとか、
例えば、交通安全の中にも特殊詐欺に気をつけ
ましょうとか、こういうことを入れるというの
は、部が違うとなかなかできないということ
では今までもなかったんですけども、そういう
練り上げたものがなかなかできなかったという
のがありますので、今回戦略的にできるように
ということで、県民広報課また広報戦略係とい
うのを設けたということでございます。

○脇谷委員 分かりました。じゃあ、各課で広
報していたものを一元化して、広報戦略課で
発信するということですね。

○高橋警務部長 おっしゃるとおりでございま
す。

○井本委員 関連ではないんですけども教えて
ください。市道とか県道で白線を引く場合は、
市がやったり県がやったりしますよね。横断歩
道は県警が管轄してるんですか。その辺はどう
でしょう。

○河野交通部長 横断歩道は規制の標示になりますので、原則県警察のほうで工事をいたしております。ただし、例えば道路の舗装の塗り替え等で道路管理者が舗装の塗り替え等をする際に、道路管理者のほうで引いていただく場合もありますけれども、基本的には警察での工事ということで整備しております。

○井本委員 じゃあ、もう一回確認です。そのうち、センターラインなんかは市や県でやると。しかし、横断歩道については県警でやると考えていいわけですね。

○河野交通部長 センターラインにおきましても、規制の意味を持ちます。例えば、黄色の追越し、はみ出し禁止のラインがありますけれども、規制標示の場合には県警のほうで担当いたします。ただし、やはり先ほどと同じように、路面を塗り替える際に、道路管理者のほうで工事していただくという場合も当然ございます。

○満行委員 速度違反取締装置は可搬式、固定もそうなんだと思うんですけども、これは計量法に載っていないようですので、これも警察で自主的に定期的に点検、検査すると思うんですが、これはインターバルはどのくらいで検査をするという内規というか基準があるんでしょうか。

○河野交通部長 これは事件捜査の一つの証拠を採取するという機器になりますので、すいません、ちょっと内規の詳細のほうは……。 (発言する者あり) 失礼しました。計量法に準じる形で、一年に1度の検査をするということになっております。

○満行委員 受傷事故防止の軽量化ですけれども、これも女性警察官とかのために小型軽量化となっていると思うんですけども、既存の配付、整備されてる部分と比べて、どのくらい軽

量化されてるのか、分かれば教えてください。

○時任生活安全部長 現在配付している耐刃防護衣、これにつきましては、ステンレス製の板が入ってまして、約2.4キログラムであります。今回、新しく整備するものにつきましては、ジュラルミン製の板を入れる予定で、約2キログラムということで、400グラム軽量化が図られる予定です。

○重松委員長 ほかほございませんでしょうか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、以上をもって警察本部を終わります。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時44分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会の委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の重松でございます。一言御挨拶を申し上げます。

一年間どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。コロナ禍の中でなかなか調査活動等にも影響がありますことも考えられますが、企業局の皆様方の業務が円滑に遂行できますように一年間尽力してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、児湯郡選出の山下副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の徳

重委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の丸山委員でございます。

宮崎市選出の脇谷委員でございます。

続きまして、向かって左側ですが、延岡市選出の井本委員でございます。

都城市選出の満行委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の飯田主事でございます。

副書記の合田主事でございます。

それでは、次に、企業局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○井手企業局長 おはようございます。企業局長、井手でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私ども企業局は、地方公営企業といたしまして、水力発電をメインとする電気事業、細島工業団地に工業用水を供給する工業用水道事業、そして、一ツ瀬川の河川敷のゴルフ場、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設を運営する地域振興事業の3つの事業を運営しております。

全体として、これまでおおむね順調に推移してきたところでありますけれども、企業局の保有する発電所や工業用水道施設につきましては、昭和30年から40年代に建設された施設が多く、今後大規模改良を計画的に行っていく必要がございます。特に電気事業におきましては、老朽化した発電所の大規模改良工事が本格化することによりまして、今後数年間は事業収益が減少し、収支がマイナスになる見込みでございます。

企業局といたしましては、この時期を将来に向かって安定した事業経営が継続できる体制を整備するための重要な時期として捉えておりま

して、中長期的な視点から計画的に経営基盤の強化に取り組んでまいり所存でございます。

また、脱炭素社会の構築に向け、水力発電を主力事業とする企業局の果たすべき役割はますます高まっておりますので、職員一丸となり引き続き健全経営に努め、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本日は、今年度初めての委員会でありまして、執行部の紹介をさせていただきます。

お手元の委員会資料、表紙めくっていただきまして、右側1ページに幹部職員の名簿がございます。これに従いまして、それぞれ御挨拶をさせていただきます。

まず、総括副局長の日高幹夫でございます。

技術副局長の江藤彰泰でございます。

総務課長の松野義直でございます。

総務課経営企画室長の宮田晃尚でございます。

工務管理課長の田原充生でございます。

施設保全課長の釘元英俊でございます。

発電設備課長の山本正信でございます。

総合制御課長の丹山竜一郎でございます。

私からは以上であります。引き続き総務課長より企業局の業務概要及び本年度当初予算の概要等について説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○松野総務課長 それでは、委員会資料の2ページをお開きください。

企業局の組織の概要及び主な事務分掌でございます。

まず、1の企業局の組織及び職員数でありますけれども、脱炭素社会の実現が求められる中で、水力発電を主力事業とする企業局の果たす

べき役割というのは、今後ますます高まるものと考えております。

そこで、企業局が取り組むべき課題に効率的、効果的に対応していくため、工務部門の4課の業務内容を見直しまして、工務管理課、施設保全課、発電設備課及び総合制御課の4課に再編をいたしました。

この結果、組織体制として、本庁5課1出先機関、職員数は局長を含めまして128名となっております。

それぞれの課、室及び事務所の主な事務分掌につきましては、3ページに記載のとおりであります。

続きまして、4ページをお開きください。

2の事業概要であります。

まず、基幹事業であります1の電気事業です。

(1)の発電事業ですけれども、①の沿革にありますとおり、昭和13年に県営電気建設部として発足以来、全国有数の豊富な水資源の活用を県政の重要課題と位置づけまして、河川管理者の委託を受けて、これまでに括弧内の記載があります6つの河川総合開発事業を実施しておりまして、これらを通じて電力の安定供給や下流市町村の水害防止など、地域の発展に貢献してきたところであります。

次に、②の事業の規模であります。アの水力発電につきましては、現在、発電所は14か所ございます。その最大出力の合計は15万9,055キロワットで、全国25の公営電気事業者の中で3番目の規模となっております。発電した電力は、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社へ供給しております。

続きまして、5ページを御覧ください。

イの太陽光発電につきましては、表にありますとおり、4か所に設置しておりまして、最大

出力の合計は190キロワットとなっております。

③の年間供給電力量等ではありますが、年間供給電力量は4億7,916万1,000キロワットアワーで、電力料金収入は46億1,058万2,000円を見込んでおります。

また、(2)の緑のダム造成事業として、企業局が発電事業を行うダムの上流域にある未植栽地を、広葉樹を中心とした水源涵養機能の高い森林として整備するほか、(3)のとおり、企業局の持つノウハウを生かし、市町村や土地改良区などが取り組む小水力発電の開発に対する技術支援も行っておりまして、これまでに御覧の8地点の発電設備の設置をしてきたところであります。

恐れ入ります。6ページをお開きください。

2の工業用水道事業であります。

(1)の事業の概要ではありますが、工業用水道事業は、日向市の細島工業団地に工業用水を供給する目的で、昭和39年から給水を開始しております。

給水能力は日量12万5,000立方メートルでありまして、現在、旭化成株式会社など13社に給水を行っております。

なお、昨年度と同様に、本年度も日向市が上水道の工事を行う予定としておりまして、その間、上水道の取水ができないということで、工業用水側から日向市への給水を行うこととしております。

(3)の給水料金ではありますが、基本料金は1立方メートル当たり10.4円となっております。全国平均の22.6円と比べて低廉な料金で安定的に工業用水を供給することで、県北地域の産業振興の一翼を担っているところであります。

8ページを御覧ください。

3の地域振興事業であります。

(1)の事業の概要にありますとおり、地域振興事業は、地域振興と県民福祉の向上に寄与する目的で、一ツ瀬川の河川敷にゴルフコースなどを整備し、平成2年より営業を開始しております。令和2年度に開設30周年を迎えまして、利用者数は累計で120万人を超えております。

(2)の施設の概要になりますけれども、ゴルフコースはパブリックの18ホール、パー70となっており、管理運営は指定管理者として、令和元年度より株式会社モリタゴルフが行っております。

(3)のゴルフ場の利用料金については、御覧のとおりです。

次に、9ページを御覧ください。

9ページには、施設の位置図といたしまして、この3つの事業の主な施設を地図に落とし込んでおりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、10ページを御覧ください。

Ⅲの令和3年度宮崎県公営企業会計当初予算であります。

1の予算のポイントでありますけれども、令和3年度当初予算については、企業局の経営の指針であります企業局経営ビジョンや企業局を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、3つの大きな柱を定めて予算編成をしたところであります。

1つ目は、(1)の将来に向けた安定経営のための基盤整備であります。これは、固定価格買取制度、いわゆるFITを活用した設備投資を推進するなど、老朽化した施設・設備の計画的な更新・改修を行うことにより、将来にわたって安定的に経営を行うための基盤を整備するものであります。

2つ目は、(2)の経営環境の変化への的確な対応でありまして、電力システム改革や近年頻

発しております集中豪雨、南海トラフ地震への備えなど、企業局を取り巻く経営環境の変化に的確に対応するものであります。

3つ目は、(3)の地域貢献に資する取組の推進として、局の設置理念に基づき、地域貢献に資する取組を推進するものであります。

続きまして、11ページを御覧ください。

2の令和3年度宮崎県公営企業会計当初予算の概要であります。

(1)の電気事業につきましては、業務の予定量であります年間供給電力量は4億7,916万1,000キロワットアワーで、収益的収支の収支残は、黒い太枠で囲んでおりますマイナス4億2,215万7,000円としております。収支残がマイナスとなっておりますが、これは、現在工事を進めております渡川発電所大規模改良事業の影響によるものであって、今後、綾第二発電所大規模改良事業も本格化することから、令和6年度まではこのように赤字が続く見込みとなっております。

(2)の工業用水道事業につきましては、年間総給水量は3,808万5,700立方メートルで、収益的収支の収支残はマイナス7,532万9,000円としております。収支残がマイナス予算となるのは昭和51年度以来となりますが、これは、主に老朽化した施設の修繕に多額の費用を要することによるものであります。こうしたことから、令和3年度にアセットマネジメント計画を策定し、今後の計画的な施設老朽化対策につなげていくこととしております。

(3)の地域振興事業につきましては、年間施設利用者数は3万1,500人で、収益的収支の収支残は132万1,000円としております。

続きまして、12ページから17ページにつきましては、事業会計別の予算の内容を掲載してお

りますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

続きまして、18ページをお開きください。

3の主な新規・重点事業であります。

予算編成の1つ目の柱であります(1)将来に向けた安定経営のための基盤整備に係る事業といたしましては、まず、渡川発電所大規模改良事業であります。

この事業は、運用開始から60年以上が経過した渡川発電所の機器などの更新等を行うものでありまして、平成29年度から令和4年度までの期間で事業を実施しているところであります。

2の事業の概要のアにありますとおり、令和3年度の予算額は18億6,437万7,000円で、ウの事業内容にありますとおり、1号水車発電機の据付けや2号水車発電機の撤去等を予定しております。

19ページを御覧ください。

綾第二発電所大規模改良事業であります。

この事業は、同じく老朽化が進んでおります綾第二発電所の機器などの更新等を行うものでありまして、令和元年度から7年度までの期間で事業を実施しているところであります。

2の事業の概要のアにありますとおり、令和3年度の予算額は7億1,116万1,000円で、ウの事業内容にありますとおり、発電所の更新工事や工事用土木設備工事に係る設計を行うこととしております。

また、令和3年度中のFIT認定を目指し、手続を進めることとしております。

資料の20ページをお開きください。

工業用水道施設アセットマネジメント計画策定業務であります。

この事業は、建設後、56年が経過した工業用水道施設の今後の施設の老朽化対策を適切に行

うため、ライフサイクルコストの最適化を考慮したアセットマネジメントの計画の策定を行うものであります。

2の事業の概要のアにありますとおり、予算額は2,230万円で、ウの事業内容にありますとおり、令和2年度に実施しました基礎調査を基に、必要な更新・補修等の最適な時期と方法を判定して、ライフサイクルコストが最適となるように更新計画を策定することとしております。

21ページを御覧ください。

2つ目の柱であります経営環境の変化への的確な対応に係る事業といたしまして、新規事業、古賀根橋ダムほか震度計設置工事であります。

この事業は、企業局が管理している3つのダムについて、地震発生時のダム本体への影響を把握するため、各ダムに震度計を設置するものであります。

2の事業の概要のアにありますとおり、予算額は5,500万円で、ウの事業内容にありますとおり、各ダムに震度計を設置するとともに、施設の光回線を通して地震の震度や加速度データを企業局へ伝送するシステムを構築することとしております。

22ページをお開きください。

3つ目の柱であります地域貢献に資する取組の推進に係る事業といたしまして、企業局地域貢献事業(国スポ・障スポ支援事業)であります。

この事業は、本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催のための資金を一般会計に繰り出すことにより、地域貢献に資することを目的として、令和2年度と3年度の2年間で総額20億円を繰り出すもので、令和3年度は、2の事業の概要のアにありますとおり、10億円を予算に計上したところであり

ます。

繰出しの財源は、3のアに記載しておりますとおり、電気事業会計の地方振興積立金であります。

イに記載のとおり、地方振興積立金の令和3年3月末の残高は13億円でありましたけれども、既に今年度分の10億円は繰出しを行っておりますことから、現在の残高は3億円となっております。

続きまして、23ページを御覧ください。

4のその他主要事業の概要といたしまして、(1)の企業局庁舎改修工事など、13の事業について、その概要を記載しております。

最後に、24ページをお開きください。

参考といたしまして、知事部局等への経費支出予定額を記載しております。

一般会計の繰出金など、知事部局及び市町村への支出予定額の合計は26億2,728万8,000円となっております。

私ども企業局といたしましては、経営の効率化と経費の節減に努め、引き続き健全経営を推進しながら、公共の福祉の増進に寄与してまいりたいと考えております。

○重松委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑等はございませんでしょうか。

○満行委員 6月定例会での質問を考えているんですけども、概略をお聞きしたいと思えます。

雨が相当年々増えてるということで、それがどれだけ年間の収益に寄与しているのかよく分からないのですが、総括原価方式なので、なかなか発電量イコール収益にならないというのは分かるんですけども、この雨量の、まあ統計上はずっと増となってるんで、そのことをどう捉えてらっしゃるのか。まず、そこだけ聞きたい

と思います。

○宮田経営企画室長 雨の降り方ですけれども、年々増えているとは言われておりますが、近年雨の激甚化というようなことが言われております。水力発電の特性上、ダムに水をためて発電するというので、一度にたくさんの雨が降ってきますと、ダム放流という形で捨ててしまわないといけない水が出てまいります。ですので、大雨が増えたからといって、それが増収に直結するかというと、ちょっとそれは言えないのかなと考えております。

○満行委員 F I Tの考え方ですけれども、いつまでこのF I Tというのが存在するのかという見通し等を、企業局としてはどう見てらっしゃるのかお尋ねします。

○田原工務管理課長 F I Tにつきましては、1,000キロワット未満の発電所については今後も続くということなんですけれども、1,000キロワットを超えて3万キロワット以下については、令和3年度で終わることになっております。その後ですけれど、F I Pという、フィードバックプレミアムという新しい制度の運用が始まります。

企業局としましては、そのF I Pの制度をどのように生かしていけるか、この辺をよく考えながら、今後どうするのか検討したいと思っております。

○脇谷委員 地域振興積立金の残高が現在3億円ということなんですけれど、次年度はまた一般財源に10億円充当されるということなんですけど、その10億円は出せるのでしょうか。

○松野総務課長 地方振興積立金から一般会計への繰出しについてですけれども、委員の御指摘の件は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への繰出しのことだと思っております。

て、これは令和2年度と令和3年度の2か年で20億円を繰出すことにしております。令和3年3月末現在の残高が13億ありましたので、4月に既にもう今年度の分、10億を繰り出しております。ですから、残りは3億となっております、もうこの国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の繰出しは、これで終わりとなります。

○脇谷委員 ということは、あと3億円で、予定はないということでしょうか。

○松野総務課長 現在のところ、この3億円については、どう活用するかはまだ決まってはいません。

○重松委員長 よろしいですか。そのほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって企業局を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時18分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私たち7名が文教警察企業常任委員会の委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の重松でございます。一言御挨拶を申し上げます。

一年間どうぞよろしくお願いをいたします。コロナ禍でなかなか調査活動等にも影響が出てくるかとは存じますが、教育委員会の事業業務が円滑に進めていきますように、委員一丸となって尽力してまいりたいと思います。どうぞよろ

しくお願いいたします。

それでは、委員の紹介をいたします。

まず、私の隣が、児湯郡選出の山下副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の徳重委員でございます。

小林・西諸県郡選出の丸山委員でございます。

宮崎市選出の脇谷委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、延岡市選出の井本委員でございます。

都城市選出の満行委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の飯田主事でございます。

副書記の合田主事でございます。

それでは、次に、教育長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○黒木教育長 4月1日付で教育長を拝命いたしました黒木淳一郎と申します。よろしくお願いをいたします。

委員の皆様には、かねてより本県教育の振興のために御指導、御支援を賜り、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

令和3年度におきましても、本県教育のさらなる充実を図るため、誠心誠意全力で取り組む所存でございます。よろしくお願いをいたします。委員の皆様への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、これからは座って説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

お手元の常任委員会資料を2枚おめくりいただけないでしょうか。左側の1ページを御覧ください。

本日出席しております教育委員会事務局の幹部職員を御紹介申し上げます。

副教育長の中原光晴です。

教育次長（教育政策担当）の児玉康裕です。

教育次長（教育振興担当）の黒木貴です。

教育政策課長の川北正文です。

財務福利課長の四位久光です。

財務福利課育英資金室長の山崎博文です。

高校教育課長の谷口彰規です。

義務教育課長の吉田英明です。

特別支援教育課長の松田律子です。

教職員課長の東宏太朗です。

生涯学習課長の長尾岳彦です。

スポーツ振興課長の押川幸廣です。

文化財課長の加塩美昭です。

人権同和教育課長の島寄善真理です。

2ページ目をお願いいたします。

県立図書館長の岩本真一です。

県立美術館副館長の木村幸久です。

県総合博物館長の川口泰夫です。

なお、この他の幹部職員等につきましては、資料1ページ及び2ページの名簿の記載をもって紹介に代えさせていただきます。よろしくお問い合わせいたします。

次に、3ページをお開きください。

現在の5名の教育委員でございます。御覧のとおりであります。

続きまして、4ページを御覧ください。

教育委員会事務局の組織体制をお示ししております。

昨年度と異なる主な改正点としまして、本県教育の情報化に係る課題がございまして、それを組織的、計画的に取り組むために、教育政策課の担当の一番下でございますが、新たに教育情報化推進担当を設けました。

また、5ページから14ページまで、各課ごとの組織及び事務を記載しておりますので、何か

ありましたらよろしくお願いをしたいと思います。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

15ページにお進みください。

教育委員会の令和3年度当初予算であります。15ページの表の下から5段目、太線で囲んであります合計の欄を御覧ください。一般会計の合計は1,089億4,287万3,000円であります。下から2段目の太線で囲んであります合計の欄を御覧ください。特別会計の合計になります。33億923万3,000円あります。総額は一番下、総計で1,122億5,210万6,000円あります。

この2つ右の欄になりますが、令和2年度当初予算に対しまして13億8,750万9,000円の増、率にしまして対前年比101.3%となっております。

続きまして、16ページ、右側でございます。御覧ください。

教育委員会の新規・改善事業をお示ししております。

番号のところに丸印をつけております。この丸印のついた主な新規・改善事業につきましては、次の17ページから32ページまで掲載しております。

内容については、この後、関係課長から説明をさせます。

令和3年度当初予算に関する説明は、以上であります。よろしくお問い合わせいたします。

○川北教育政策課長 資料17ページをお願いいたします。

新規事業、元気・夢・将来応援プロジェクト事業であります。

1の事業の目的・背景でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、これまでスポーツ・文化大会、その他様々な学校行事が中止、規模縮小を余儀なくされまして、子

供たちの活力も低下をしているという状況でございます。このような子供たちを応援するという趣旨で、スポーツ・文化・芸術のスペシャリスト等に触れるイベントを実施するとともに、県立学校の紹介や教育委員会の施策を動画で紹介するユーチューブチャンネルを開設しまして、学校の活性化に努めてまいりたいというものでございます。

2の事業の概要です。予算額は2,000万円、新型コロナウイルス復興応援寄附金を活用した単年度事業であります。

(4)の事業内容であります。

①元気・夢応援プロジェクトについては、高校生や特別支援学校の児童生徒等を対象に、例えば、オリンピックや文化芸術の著名人等を招きまして講演会や交流会を実施するものであります。

また、②の将来応援プロジェクトは、県立高校の紹介動画など、子供たちの進路選択に役立つための動画等を製作し、配信をしていくものでございます。

3の事業効果につきましては、記載のとおりでございます。

○谷口高校教育課長 資料の19ページをお開きください。

新規事業、新時代へのみやざき高等学校教育魅力化推進事業であります。

1の事業の目的・背景であります。中山間地域の高等学校の魅力を高め、地理的制約を超えた多様な学びを提供するため、遠隔・オンライン授業の活用による教育実践、他校との交流や、地域資源を活用した人材育成の取組を推進するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は2,178万2,000円で、財源、事業期間につきましては、

御覧のとおりであります。

(4)事業内容であります。①の同時双方向型の遠隔授業などICTを活用した連携・協働に取り組みます。具体的には、県北と県南の2つのエリアにおいてネットワークを作成して、小規模校等における多様な教科、科目の設定など、地理的制約を超えた学びの充実に努めてまいります。

また、丸の2の地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築では、特にウにありますように、地元中山間地域高校への進学及び全国・都市部からの中山間地域への留学を促進してまいりたいと考えております。

3の事業効果であります。遠隔授業等により中山間地域の高校と都市部の高校の交流が可能となるなど、新しいみやざきの学びが確立されることで、将来の地域を担う人材の地元への定着と地域外からの流入が促進されると考えております。

続きまして、21ページをお開きください。

新規事業、ひむか未来マイスター・ハイスクール事業であります。

1の事業の目的・背景であります。産業界が期待する人材の育成、地元定着を図るために、工業系高校が地域産業界や地元自治体と連携・協働し、地域の持続的な成長を牽引する人材の育成システムを研究し、実践していくことを目指すものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1,300万円で、財源、事業期間につきましては、御覧のとおりであります。

両括弧の4、事業内容であります。①にありますように、事業全体の中心的存在となります。マイスター・ハイスクールCEOを産業界の中から選任をして、学校の中に配置をいたし

ます。

また、②の職業人育成システム構築の研究・実践を目的とし、アのみスター・ハイスクールビジョンの策定を行います。そのために、高校、産業界、地元自治体で構成する運営委員会を立ち上げ、工業高校で身につけさせるべき資質・能力を明確にしていくこととしております。

①にありましたCEOは、そのビジョン実現のために地域産業界とのつなぎ役を担い、丸の2のイにあります校内での企業技術者による技術指導や生徒の企業での実習など、効果的な取組を学校のカリキュラム、教育課程の中に位置づけていくことを目指すものであります。

3の事業効果であります。地域産業界や地元自治体が期待する資質・能力を身につけた人材の育成ができるとともに、地元への就職や定着につながるものと考えております。

○松田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

23ページをお開きください。

特別支援学校スクールバス感染症対策事業でございます。

事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、特別支援学校のスクールバスに乗車する児童生徒の少人数化を図る取組であります。

次に、事業の概要であります。予算額は3,610万1,000円で、全額コロナ対策の国庫支出金であります。

事業期間は、令和3年度のみ単年度でございます。

事業内容は、中型リフト付きのスクールバスを2台購入し、令和2年度に引き続き、乗車率が高い学校に増便して運行させるものであります。

す。

事業効果につきましては、スクールバスを増車増便することで、乗車する児童生徒を少人数にし、車内の密集・密接の状態を回避することにより、感染による重症化リスクが高いとされる特別支援学校の児童生徒の安全、安心な登校環境を整えることができると考えております。

○東教職員課長 教職員課でございます。

資料の25ページをお願いいたします。

スクール・サポート・スタッフ配置事業であります。

1の事業の目的・背景でございます。教員の負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を十分に確保するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に伴い増加した業務に対応するため、学校にスクール・サポート・スタッフを配置するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は1億2,616万円で、このうち6,936万円はコロナ対策であります。

事業期間は、令和3年度から5年度までの3年間ですが、コロナ対策分は令和3年度のみとなります。

(4)の事業内容ですが、①にありますとおり、特別支援学校に18名、市町村立小・中学校に実施主体を市町村とした補助事業として137名を配置いたします。

なお、コロナ対策分として、一部小・中学校の配置に対する補助率の上乗せ及び特別支援学校への配置を行います。

②の主な業務ですが、教員の業務は、授業をはじめ、生徒指導や進路指導など多岐にわたっておりますが、そのうち、授業準備や採点業務の補助、学習プリント等の印刷や配布の準備業務、また、コロナ対策に係る構内消毒や

換気作業、子供の健康観察の取りまとめ作業など、授業以外の校務の一部を主な業務としております。

3の事業効果につきましては、教員の教育活動に専念できる環境づくり、そして、業務負担軽減が図られると考えております。

○長尾生涯学習課長 生涯学習課でございます。

27ページをお開きください。

新規事業、三の丸尚蔵館収蔵品展でございます。

1の事業の目的・背景であります。右のページの上段を御覧ください。三の丸尚蔵館は、皇室から国に寄贈された美術品や工芸品を幅広く収蔵、展示・公開している宮内庁所管の施設であります。国は、本年度からの新しい事業として、三の丸尚蔵館に収蔵している美術品等の積極的な地方展開を行うことを打ち出しました。その取組の一つが、中ほどに示しましたように、国民文化祭の一環として実施する特別展となります。本県といたしましては、このような貴重な機会を頂きましたので、広く県民の皆様に鑑賞の機会を提供するものであります。

27ページにお戻りください。

2の事業の概要の予算額、財源、事業期間は、御覧のとおりであります。

事業内容であります。令和3年10月9日から12月5日までの48日間、県立美術館において開催いたします。

3の事業効果といたしましては、県民にとって三の丸尚蔵館が収蔵する皇室に代々受け継がれた美術品や本県ゆかりの作品など貴重な美術品等を本県で鑑賞できる機会となること、さらに、国文祭、芸文祭と併せまして、多くの方が文化・芸術に触れられることができるものと期待しております。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

資料の29ページをお開きください。

新規事業、地域部活動推進事業であります。

1の事業の目的・背景につきましては、令和5年度以降の休日における部活動の段階的な地域移行に向け、学校と地域が協働・融合した部活動の在り方を検討するため、中学校の拠点校において実践研究を行うものです。

2の事業の概要ですが、予算額、財源及び事業期間は、御覧のとおりであります。

(4) 事業内容につきましては、右側30ページのポンチ絵を御覧ください。中ほどの四角囲みに、休日部活動の段階的・地域移行の検討にありますように、部活動、運動部では2市町村、文化部では1市町村におきまして、モデル校やモデル部活動を選定し、休日の地域部活動を運営する組織や地域人材を確保し、部活動とのマッチングを行う仕組みづくり、さらには、参加する生徒の費用負担の在り方等といった課題等につきまして、実践研究を行っていただきます。

県としましては、それらの課題を検証するとともに、それぞれの市町村の取組や成果等を広く発信し、部活動の段階的な地域移行へつなげ、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立に向けた研究を進めてまいりたいと考えております。

左側29ページに戻っていただきまして、3の事業効果であります。休日の部活動を地域移行した場合の課題を明確化し、問題点の検証を行うことで、部活動の段階的な地域移行に向け、必要かつ効果的な対策・取組を構築してまいりたいと考えております。

○島寄人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

資料は31ページをお開きください。

改善事業、チーム学校で子どもを支える教育相談体制推進事業でございます。

1の事業の目的・背景ですが、昨今の学校における生徒指導上の様々な課題は、基本的な生活習慣に関わる日常の生徒指導上の課題はもとより、いじめや不登校、虐待等に加え、スマートフォン等の所持率の増加や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ネットによるいじめや不適切な画像の拡散など、複雑かつ多岐にわたっており、新たな課題も増加しております。

そのような諸課題に対応するために、専門スタッフ及び外部専門家の配置・派遣や相談窓口の有効活用などにより、チーム学校としての教育相談体制の充実を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は1億341万2,000円で、このうち2,075万円はコロナ対策分であります。

事業期間は令和3年度から令和5年度までの3年間ですが、コロナ対策分は令和3年度のみとなります。

事業内容につきましては、次のページに図で示しておりますが、①スクールカウンセラーの配置・派遣、②スクールソーシャルワーカーの配置・派遣、③いじめ問題の解決に向けた支援チームの設置・派遣、④教育相談窓口の充実、⑤ネットトラブル等の未然防止の取組の5つの内容になります。

3の事業効果につきましては、御覧のとおりです。

○重松委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑等はございませんでしょうか。

○井本委員 29ページだけれども、この運動部なんかは、もう大体内定してるの。それとも、まだですか。

○押川スポーツ振興課長 運動部につきましては2市町村となっておりますが、市部につきましては決定しておりますが、まだ町村部につきましては調整中でございます。

○加塩文化財課長 文化部につきましては、今のところ延岡市に委託する予定にしております。

○井本委員 その決め方は、どういうふうにして決めるんですか。あなたたちが勝手に決めるわけではなく、何か選考基準があるんですか。

○押川スポーツ振興課長 基本的には、各市町村の意向を受けまして決定させていただいております。

○井本委員 分かりました。

もう一ついいですか。チーム学校で子どもを支える教育相談体制、これはすごくいいなと思いますが、人権同和教育課でやるのはどうしてですか。ちょっとピンとこないんだけど。

○島寄人権同和教育課長 当課の役割としまして、人権教育の担当班と生徒指導の担当班がございまして、生徒指導という意味合いで、こちらに事業が入っています。

○井本委員 そうですか。分かりました。チームで一丸となってやるという、要するに、横の連絡をずっと広げるということですか、簡単に言えば。学校に一つそういうスクールカウンセラーみたいなやつを置くわけでしょう。それが横断的にずっと連絡し合うという感じですか。

○島寄人権同和教育課長 大まかに言いますと、そのような形に、横断的な協力体制ということができるかと思えます。

○徳重委員 特別支援学校のスクールバスは、現在、何台で運行しているんですか。

○松田特別支援教育課長 現在、特別支援学校8校でスクールバスを18便運行しておりまして、今回増便するのは4便になります。スクールバ

スを全て合わせると、22便を今年度は運行させることとなります。

○徳重委員 現在、多いところに増便されるということでしたが、1台あたり何人ぐらい乗っていらっしゃるのか。状況を教えてください。

○松田特別支援教育課長 学校の在籍者数によりまして乗車人数も違っております。今回増車する学校につきましては、大型バスを使っている学校では、45人乗りのバスに40人近く乗っておいりましたけれども、20名から15~16名程度の人数に乗車人数を下げるができるという状況になっております。

○徳重委員 今までの大型バスが、今度中型バスにということですが、大型バスは今、何台あるんですか。

○松田特別支援教育課長 大型バスの台数ですが、今8台運行しております。

○徳重委員 この8台も恐らく使うことになるんですね。そうすると、この8台、今40人ぐらい乗ってるところに、大体中型バスを配置するというような理解でいいんですかね。

○松田特別支援教育課長 そのような乗車率の多い大型バスを走らせているところに、中型バスを増便しまして、乗車人数を下げるという取組になっております。

○脇谷委員 全体的な予算なんですけれども、今年度の予算が昨年度、令和2年度より減らされているということで、ちょっと悲しいのですが。

一般会計の話ですけれども、やっぱり教育委員会としては、一般会計をもう少しもらいたいなという気はしたんですが、マイナスの課が多いというか、その要因は何かあるんでしょうか。

○川北教育政策課長 一般会計につきましては、7億3,400万円余の減ということになっておりま

す。減額の要因といたしましては、学校職員の給料などの職員費が12億3,000万円余の減、そして、昨年、統合型校務支援システムを導入いたしました。これが昨年導入が終わりましたので、その分、1億1,550万円程度の減ということになっております。

以上が減額の主な要因ということでございます。

○脇谷委員 すいません。その統合型、何でしたかね。

○川北教育政策課長 統合型校務支援システムの導入関係でございます。義務教育課長から説明をさせていただきます。

○吉田義務教育課長 統合型校務支援システムをこれから全部の市町村に導入するようにしてるんですが、これが、例えば、子供たちの成績処理ですとか、あるいは、学校に置く公簿、そういったものを一つのシステムの中で処理していものになります。

○重松委員長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないようですので、これで終了したいと思います。執行部の皆さん、大変お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時53分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

ここで、4月16日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には適宜、委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料請求・要求につきましては、委員からの要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員長報告の修正申入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材につきましては、取材は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は採決等も含め原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を持つものではないため、後日回答する等の約束

はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるというものであります。

4点目ではありますが、調査先は、原則として県内の状況把握を目的に設定されるものであります。県内での調査先の内定が困難であり、かつ県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるものというものであります。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についてであります。詳細は10ページにありますので、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思っております。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項について何か御意見はございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 次に、今年度の委員会調査など、活動計画案について、お手元に配付の資料のとおりであります。活動計画案にありますとおり、県内調査を5月に、県外調査を10月に実施する予定であります。

初めに、県内調査についてであります。県北調査、県南調査それぞれの行程案を事前に作成しましたので御覧ください。

加えて、お手元に資料として、過去3年分の文教警察企業常任委員会の調査実施状況と県内調査調査先候補の概要も配付しておりますので、併せて御覧ください。

新型コロナの感染状況等により、行程の変更や延期、場合によっては中止も考えられるとこ

ろですが、県内調査につきまして、委員の皆様
の御意見を伺いたいと思います。暫時休憩いた
します。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

今の御意見を参考にして、当面は予定どおり
行う方向であります。そのときの状況に応じ
て検討をしたいと思います。

次に、10月に予定しております県外調査につ
きまして、こちらも御意見、御要望等がありま
したらお伺いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

ただいま御意見がございましたとおり、方面
的には東北——関東より上のほうではどうかと
いうことでございますので、検討してまいりた
いと思います。

暫時休憩します。

午前11時58分休憩

午前11時59分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査及び県外調査の日程、調
査先につきましては、正副委員長に御一任いた
だくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにさせてい
ただきます。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 何もないようですので、本日の
委員会を終了したいと思います。よろしいで
しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもちまして本
日の委員会を終了します。

正午閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎